

(仮称) 多世代交流プラザ内新児童館内大型遊具設置業務公募型プロポーザル実施要綱

1 目的

この要綱は、「(仮称) 多世代交流プラザ内新児童館内大型遊具設置業務」に係る契約の相手方となる候補者の選定について、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定めるものとします。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 (仮称) 多世代交流プラザ内新児童館内大型遊具設置業務
- (2) 業務内容 (仮称) 多世代交流プラザ3階新児童館における大型遊具の設置
- (3) 業務期間 契約締結日から令和8年7月31日(金)までに納品及び設置を行うものとする。ただし、(仮称) 多世代交流プラザの開館時期については建物建設の進捗状況によって変わるため、その場合は別途協議する。

3 見積限度額

見積限度額は、次のとおりとします。

大型遊具設置業務 金 19,470,000 円 ※消費税額及び地方消費税額を含む。

4 実施形式 公募型

5 日程

公募開始日	令和7年6月2日(月)
質問書提出期限	令和7年6月13日(金) 午後5時まで
質問書回答日	令和7年6月20日(金)
企画提案書等の提出期限	令和7年6月30日(月) 午後5時まで
参加資格審査	令和7年7月24日(木)
一次審査結果通知	令和7年7月25日(金)
二次審査(プレゼンテーション)	令和7年8月7日(木)
二次審査結果通知	令和7年8月21日(木) 予定

6 参加資格

参加者は、参加申込書等の提出日現在において、以下の要件を満たす者とし、参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 江南市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 江南市業者指名停止基準(平成8年4月1日施行)に基づく指名停止の措置期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 「江南市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年9月28日付け江南市長・江南市教育委員会教育長・愛知県江南警察署長締結)に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 平成26年4月1日以降(過去10年間)において、自治体もしくは公共団体又は保育施設等における遊具の設置実績があること。

7 参加申込手続き

(1) 提出書類

プロポーザルの参加者は、本実施要綱、仕様書及び江南市契約規則（昭和54年規則第3号）等の各規定を理解した上で、次の書類を10部（正本1部、副本9部）提出してください。

- ア 参加申込書（様式第1）
- イ 企画提案書（様式第2）
- ウ 参考見積書（様式第3）

(2) 提出期間 令和7年6月2日（月）から令和7年6月30日（月）午後5時まで

(3) 提出方法

持参又は郵送に限ります。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間内に到着したものに限り受け付けます。郵便事故等については参加者の自己責任とします。

(4) 提出先 「15 問合せ先（担当課）」を参照すること。

(5) 参加資格の審査・審査結果の通知

参加者の参加資格を審査し、当該審査の完了後に参加資格の有無を参加資格審査及び一次審査結果通知書（様式第5）により通知します。

8 質問・応答

(1) 提出方法 別添の質問書（様式第4）により、電子メールにて提出してください。

※必ず電話等で送信した旨を伝え、担当課で受信したことを確認してください。

※電話又は口頭による質問は受け付けません。

(2) 提出期限 令和7年6月13日（金）午後5時まで（必着）

(3) 提出先 「15 問合せ先（担当課）」を参照すること。

(4) 回答方法 令和7年6月20日（金）に江南市ホームページに質問内容と回答を掲載します。

9 企画提案書作成方法

参加者は、以下の提出書類を必要部数揃えて、提出期限までに担当課へ持参してください。

(1) 提出書類 10部（正本1部、副本9部）

ア 企画提案書

- ① 企画提案書（様式第2）及び添付資料の用紙サイズは、A4版（図面等についてはA3版）とし、企画提案書本体は表紙、目次、裏表紙を除き、50ページ以内で作成すること。また、ページ番号を付与した上で、バインダー等に綴じること。
- ② 企画提案書の文字サイズは11ポイント以上とすること。ただし、図表等でやむを得ない場合は除く。
- ③ 企画提案書の記述にあたっては、説明を要しなくとも企画提案書を読んで理解ができる内容とすること。
- ④ 企画提案書は「（仮称）多世代交流プラザ内新児童館内大型遊具設置業務提案書作成要領」に記載されている項目ごとに提案を行うこと。また、記載内容は当該項目内で完結すること。
- ⑤ 企画提案書に記載する内容は本事業における実施義務事項として、参加資格者が提示し契約するものであることに留意すること。

イ 参考見積書

参考見積書（様式第3）及び参考見積内訳書（任意様式）を、企画提案書を綴じたバインダー等に続けて綴じること。

(2) 留意点

上記ア・イをバインダー等1冊にまとめて提出してください。

10 参加資格審査及び一次審査（書類審査）

(1) 審査内容

「6 参加資格」の要件をすべて満たしているか、書面による審査を行います。その後、参加資格を有する応募者の企画提案書等について、(仮称) 多世代交流プラザ内新児童館内大型遊具設置業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が書面による一次審査を行い、上位3者程度を選定します。
(100点満点)

評価項目	評価の視点	評価点
会社概要	会社規模・体制に問題ないか。設置・納入スケジュールに問題ないか。	15点
設置実績	他自治体もしくは公共団体又は保育施設等における室内遊具の設置実績状況はどうか。	15点
安全性	動線の確保、適切な向き、安全領域など、遊具等が安全かつ適正に配置されている。	20点
機能性	遊具の概要が明確であり、6歳～12歳までが遊べる遊具が備わっている。	20点
デザイン性	子どもが一目で遊びたくなるような、魅力的なデザインになっている。	20点
価格評価	予算額の範囲内で、安全性・機能性・デザイン性の項目を総合的に勘案し、価格の妥当性を評価する。	10点

(2) 参加資格審査及び一次審査の結果通知

すべての参加申込者に参加資格審査及び一次審査結果通知書（様式第5）により通知します。二次審査の案内についても併せて通知します。

通知時期 令和7年7月25日（金）予定

11 二次審査（プレゼンテーション審査）

本実施要綱、各仕様書等に基づき提出された企画提案書等の内容について明瞭化するため、審査委員会がプレゼンテーション審査を実施します。

(1) 実施日 令和7年8月7日（木）

(2) 実施場所 江南市役所 3階 第3委員会室

(3) 実施内容

プレゼンテーションは、企画提案書としてまとめた順番（内容）に基づいて行ってください。企画提案書等と異なる内容や説明、追加資料の配布は認めません。なお、その他要求仕様に対する実現方法で、特にアピールしたい項目や提案したい項目があれば行っても構いません。

(4) タイムスケジュール

・準備	5分
・プレゼンテーション	20分
・質疑応答	10分
・片付け	5分

(5) プレゼンテーションに要する機材等

スクリーン、プロジェクター、延長コードは江南市で用意しますが、事前に接続確認等を行えませんので、持参していただくことも可能です。

(6) 出席者

プレゼンテーションへの参加は3名まで（担当営業、設計士）とし、説明は受託した際に本業務に従事する者が行うこと。

(7) 評価項目（120点満点）

評価項目	評価の視点	評価点
設置実績	他自治体もしくは公共団体又は保育施設等における室内遊具の設置実績状況はどうか。	10点
安全性	動線の確保、適切な向き、安全領域など、遊具等が安全かつ適正に配置されている。	10点
	からまり、引っ掛かり、落下、挟み込み等への対策、予期せぬ遊び方によるケガ防止など、子どもたちが安全に遊べるように配慮された提案となっている。	15点
	子どもの安全性、保護者の見守り、機能的な遊具配置など工夫がなされた提案となっている。	10点
機能性	遊具の概要が明確であり、6歳～12歳までが遊べる遊具が備わっている。	15点
	児童の身体的・心理的発達を促すような機能がある。	10点
デザイン性	子どもが一目で遊びたくなるような、魅力的なデザインになっている。	10点
	多様な遊び方（のぞく・登る・くぐる・滑る等）が提供されており、子どもの五感や好奇心を刺激し、自発性や創造性の向上、体力づくりに資する遊具の構成になっている。	15点
維持管理	日常の点検、清掃、メンテナンス、小修繕を容易に行うことができる。	10点
価格評価	予算額の範囲内で、安全性・機能性・デザイン性の項目を総合的に勘案し、価格の妥当性を評価する。	10点
その他	企画提案書やプレゼンテーションは、分かりやすいか。	5点

(8) 審査結果

プレゼンテーション審査を受けたすべての参加者に、二次審査結果通知書（様式第6）を通知します。
なお、審査結果に対する異議を申し立てることはできません。

通知時期 令和7年8月21日(木)予定

1.2 提出書類の取扱い

- (1) 提出されたすべての書類は、返却しません。
- (2) 提出後の差し替え及び追加・削除は認めません。
- (3) 提出された書類は、参加者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しません。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがあります。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とします。

1 3 情報公開及び提供

市は参加者から提出された企画提案書等について、江南市情報公開条例（平成15年条例第2号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

なお、本プロポーザルの候補者決定前において、決定に影響がでる恐れがある情報については決定後の開示とします。

1 4 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続きにおいて使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て参加者の負担とします。

緊急時において、やむを得ない理由等により、公募型プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において公募型プロポーザル方式に要した費用を江南市に請求することはできません。

(3) 参加辞退の場合

参加申込後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式第7）を担当課あてに提出してください。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とします。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要綱等で示された、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ ヒアリングを実施した場合において、正当な理由なく欠席した場合

カ 参考見積書の金額が「3 見積限度額」を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとします。ただし、受託者に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、江南市が必要と認める場合には、江南市は、受託者にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

(6) 参加者は、公募型プロポーザル方式の実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

1 5 問合せ先（担当課）

江南市役所健康こども部 子育て支援課 放課後児童支援グループ

〒483-8701 江南市赤童子町大堀 90 番地

電話番号：0587-54-1111

FAX 番号：0587-54-0800

E-mail：kodomo@city.konan.lg.jp